

委員会提出議案第 2 号

東京都住宅供給公社住宅の家賃引き下げを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 30 年 10 月 1 日

提出者 立川市議会総務委員会
委員長 中 町 聡

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

東京都住宅供給公社住宅の家賃引き下げを求める意見書

東京都住宅供給公社は、平成31年4月から家賃改定を行うとしています。対象となる立川市内の江の島道東住宅、富士見町住宅、富士見町東住宅も、家賃の一部据え置き、または引き下げもあるかとは思われますが、引き上げも心配されます。

東京都住宅供給公社による家賃改定は3年前に実施されたばかりです。東京都公社住宅自治会協議会が昨年11月に実施した「第8回住まいと暮らしアンケート」では、いずれの公社住宅も居住者の高齢化がさらに進行しており、年金のみの生活者が目立っています。こうした状況下での家賃の値上げは、居住者にとって深刻な問題となっており、家賃の引き下げを求める声が目立っています。

一方で、東京都住宅供給公社の平成28年度決算では純利益が100億円を超える金額となっており、剰余金も4093億円を超える金額となっています。こうしたことから家賃値上げを急ぐ必要はないと考えます。

このような点を考慮していただき、居住者の生活実態にそぐわない家賃の値上げは行わず、家賃の引き下げを実施するよう、立川市議会として要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月1日

立川市議会

議長 佐藤 寿宏